# 4. 子育てにやさしいまちづくり

当初予算書 17P

事	業		名 【継続・人口減少対策】 保育料軽減事業(国基準からの軽減)								
当	当初予算額		額				財	源	内	訳	(単位:千円)
	ا (درا	27 7 异 银		国	費	県	費	地	方 債	その他	一般財源
4,933万7										4,933万7	
事業期間									総事業費		

## 【事業目的·概要】

国が定める保育料の基準額からその一部を軽減することにより、子育て家庭の経済的負担の軽減及び児童の福祉の向上や出生率の向上に寄与します。

# 【幼児教育・保育の無償化に伴う変更点】

令和元年10月から国の幼児教育・保育の無償化に伴い、3歳児~5歳児及び0歳児~2歳児の市民税非課税世帯については国制度により無償化となり、当該事業に係る市の財政負担は軽減されます。

### 【保育料表(国基準額との比較)】

○保育認定(0歳児~2歳児)

(単位:円/月額)

国	市	()C(0)10000 = 1/100	3歳未満児						
階	階	階層区分	保	育標準時間	1	保育短時間			
層	層			国基準	市	軽減額	国基準	市	軽減額
第1	А	①生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	
第2	В	②市民税非課税世帯	ひとり親等世帯	0	0	0	0	0	0
- 年		<b>公川氏枕升麻枕座</b> 而	一般世帯	0	0	0	0	0	0
第3	С	③所得割課税額	ひとり親等世帯	9,000	8,500	500	9,000	8,400	600
ਸਾ⊂		48,600円未満	一般世帯	19,500	18,000	1,500	19,300	17,800	1,500
	DO	④所得割課税額	ひとり親等世帯	9,000	9,000	0	9,000	9,000	0
		57,700円未満	一般世帯	30,000	22,000	8,000	29,600	21,800	7,800
第4	D1	⑤所得割課税額	ひとり親等世帯	9,000	9,000	0	9,000	9,000	0
דכא		77,101円未満	一般世帯	30,000	22,000	8,000	29,600	21,800	7,800
	D2	⑥所得割課税額 97,000円未満		30,000	25,000	5,000	29,600	24,600	5,000
第5	D3	⑦所得割課税額 169,000円未満	44,500	35,000	9,500	43,900	34,600	9,300	
第6	D4	⑧所得割課税額 301,000円未満	61,000	40,000	21,000	60,100	39,400	20,700	
第7	D5	⑨所得割課税額 397,000円未満	80,000	40,000	40,000	78,800	39,400	39,400	
第8	D6	⑩所得割課税額 397,000円以上	104,000	50,000	54,000	102,400	49,200	53,200	

※ 3歳児~5歳児は、国制度による無償化により、国基準・市ともに0円

科	目	12 款	1項	1 目	目名称	民生費負担金 (歳入の減)	こども課		
	前年度まで					今 年 度	来年度以降		
事業計画		上記事	業概要	亡同じ	上記	2事業概要と同じ	引き続き実施予定		

当初予算書 17P

事 業 名	【継続・人口減少対策】 すこやか子育て支援事業						
当初予算額		財	源 内	訳	(単位:千円)		
∃ 7/Л ∫′ 异 彼	国 費	県 費	地方債	その他	一般財源		
7,122万4			7,120万0		2万4		
事業期間	平成1	8年度~		総事業費			

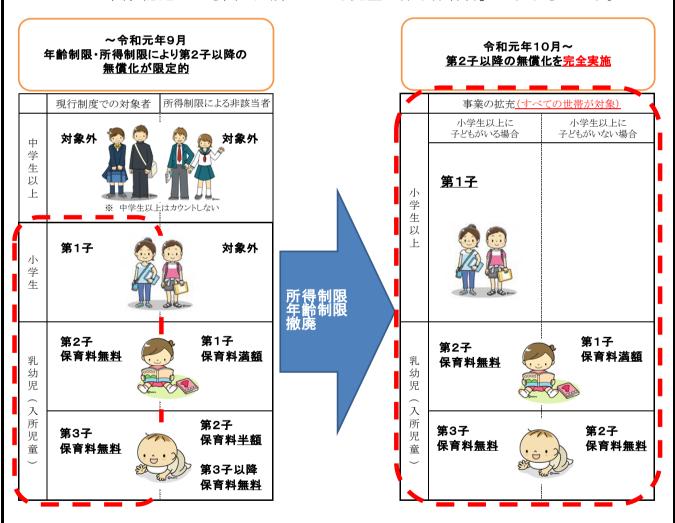
【事業目的】

多子世帯の保育所、幼稚園、認定こども園入所児に係る保育料を軽減することにより、児童の福祉の向上や出生率の向上に寄与します。

#### 【事業概要】

令和元年10月から国の幼児教育・保育の無償化に合わせて、これまでの「所得制限(市民税所得割課税額 169,000円未満の世帯)」及び「年齢制限(小学生以下の児童)」を撤廃し、当該事業を拡充することにより、第2子以降の無償化を完全実施するものです。

これにより免除対象を、「複数の児童を扶養し、第2子以降で保育所、幼稚園、認定こども園に入所している児童に係る保育料」とするものです。



科	目	12 款	1項	1 目	目名称	民生費負担金 (歳入の減)	こども課		
事		前	年度ま	で	/.	今	来 年 度 以 降		
事業計 画		上記事	業概要	上同じ	上記	2事業概要と同じ	引き続き実施予定		